

三区画の分譲宅地を募集

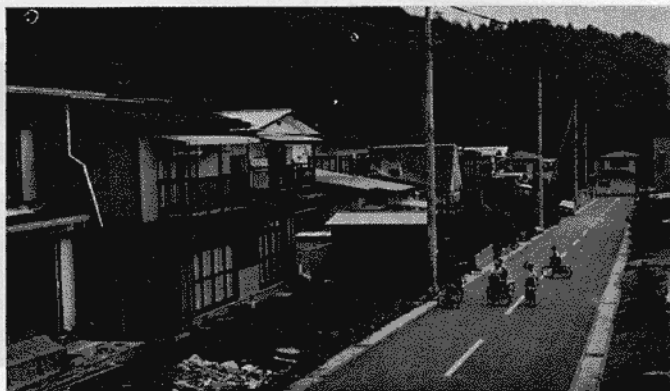
希望者には購入資金を融資

申込みは八月三十一日まで

野
みどりの里

「所野みどりの里」分譲宅地の購入希望者を、次の要領で募集します。今回募集する区画は三区画で、一区画二百三十五平方メートルから百九十六平方メートル。価格は四百九万六千円から三百六十四万円となっています。

- 所野みどりの里は、昭和五十五年に五十七区画の分譲をして、現在五十戸の住宅が完成あるいは建築環境に恵まれたみどりの里
- ①「所野みどりの里」分譲宅地の建築中です。この住宅地の中には児童公園があり、また、近くに所野保育所、所野運動公園、スケートセンターがあるなど、緑に囲まれた環境のよい住宅地です。
 - ②分譲宅地の所在、地積、価格
 - ③所野六八九一三四 二三・五・五 三平方メートル 四百九万六千円
 - ④所野六八九一五一 二〇三・九〇平方メートル 三百九十九万円
 - ⑤所野六八九一五四 一九六・〇六平方メートル 三百六十四万円



- ◆申込資格
 - ①市内居住者が市内の事業所に勤務している方
 - ②住宅を建てる宅地の必要なる方
 - ③分譲代金の支払いと住宅を建てる資金の調達ができる方
 - ④市町村民税を滞納していない方
 - ⑤同居の親族（婚約者を含む）がいる方
- ◆分譲の条件
 - ①宅地の引き渡しを受けてから二年以内に住宅の建設を完了すること。
 - ②宅地は、引き渡しを受けてから五年以内に第三者に譲渡、または貸し付けしないこと
- ◆申込み受け期間
 - 八月五日から八月三十一日まで
- ◆提出書類

契約と

代金の支払い

◆分譲代金

譲受人に決定した方は、契約保証金として分譲代金の三%以上をそえて契約してください。契約保

- ①宅地分譲申込書
- ②住民票謄本
- ③勤務先を証明する書類
- ④市町村民税の完納証明書
- ⑤その他婚約証明書など必要書類

購入資金を特別貸付

限度額は三百万円

「所野みどりの里」の分譲宅地を購入した方のために、特別の融資制度があります。融資希望の方は、観光商工課商工係（五五四―一一一内線一六二）にお問い合わせください。

◆資格

- ①「所野みどりの里」の宅地の譲受人であること。
- ②年間所得の十二分の一の額が、毎月の返済金の五倍以上であること。この場合、申し込み人の属する世帯員の所得を加算することができます。

◆融資限度額と利息

- ①融資限度額 三百万円
- ②利率 年六・二%
- ③返済期限 十年以内 元利均等月賦償還
- （三百万円の借入れで、毎月返済額は約三万四千円です）
- ◆保証人と担保
 - ①連帯保証人は二名以上必要です
 - ②取得した土地を担保とします
- ◆申込み方法
 - ①申込用紙（観光商工課にありま
 - す）に所定の事項を記入し、①分譲契約書 ②所得証明書（市税務課で発行）を添えて、市観光商工課商工係に申し込んでください。

その他

- ①所有権移転登記、買い戻し特約登記および契約に必要な費用は、譲受人の負担になります。
- ②申し込みのときは、提出書類に記載した内容について説明できる方がおいってください。
- 詳しいことについては、総務課管財係（五五四―一一一内線二二六）にお問い合わせください。

証金は、分譲代金の支払いが済んだときにお返ししますが、利息はつきません。

◆分譲代金の支払い
契約のときに分譲代金の二十%以上を支払い、残金については、契約締結から三か月以内に支払ってください。

とあり、この前後東海道から関東一帯に大水の氾濫があつたことを記している。また、別記には、水難に遭つた町並として、稻荷川町、鉢石裏町、西河原町、萩垣町、鍛冶町等の名を伝え、溺死百四十八人、残つたもの九百十五人と註され、日光山未曾有の大水難であつたことが思われる。

同年十二月、幕府はこれら罹災者の宅地を移すもの二百人に金三兩宛頒ち、ここに稻荷町は現在の御幸町東側に移り、俗に出町とも称えた。ちなみにこのことは、寛永十八年ごろ山内所々の町屋が山外に移されて東西両町をなしたことと共に、日光市の市街形成上重要なことである。

いま竜蔵寺の旧宇津野墓地にのこる水難供養の石塔は、この水難を供養した塔で、その一は高さおよそ二尺九十寸、正面に南無阿弥陀仏の大字を彫り、二は高さおよそ二尺、正面に同じく名号を大きく彫り、左側には水死者と思しき人名を彫りつけ、右側にはそれらの法名を、背面に供養の寛文三年九月の年記と建立者らしい梅原宗意以下七名の名を彫りつけている。

（日光市指定の文化財より）
昭和四十一年六月二十七日指定、指定第十一号
所在地 日光市石屋町